

往電第2420 特別FAX

[仮訳]

在韓原爆被害者 支援計画

1990.7.

1. 日本政府支援金(40億円)使用計画

基本方針

○韓国原爆被害者に対する持続的な健康検診及び治療

○韓国原爆被害者の健康福祉増進対策の一環として健康福祉センター設立

(1)健康福祉センター設立

ア、目的

○原爆被害者の老後、健康及び生活安定を図る

一 身寄りの無い者及び生活環境がこれに類似する者を収容し、同人に対する健康福祉の増進を向上させる。

○原爆被害者会員の福祉会館の活用

イ、設置場所及び規模

地域 区分	計	ソウル	陝川	釜山	慶北	畿湖	湖南	馬山
施設規模 (建物延面積)	4,500坪	1,000坪	1,000坪	500坪	500坪	500坪	500坪	500坪
収容人数	135名	30名	30名	15名	15名	15名	15名	15名
主要施設	居間、医務室、看護士室、物理治療室、生活補助員室、相談室、資料室、体力鍛錬場及び娯楽室、浴室、食堂							

ウ、福祉センター設立予算

一 土地は韓国政府が準備し、建設費及び施設装備費は日本政府の支援基金(40億円)を使用。

エ. 運営方法

- －今後の運営は韓国政府の国庫補助及び自らの収益金及び韓国原爆被害者協会の会費にて運営する。
- －社会福祉施設、法人設立を検討する。

オ. 所要予算

地域別 区分	計	ソウル	陝川	釜山	慶北	畿湖	湖南	馬山
計	11,180	2,795	2,795	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118
建設費	9,180	2,295	2,295	918	918	918	918	918
資材費	2,000	500	500	200	200	200	200	200

* 別添：原爆被害者の治療費及び福祉センター設立費の使用計画案

(2) 健康診断及び治療

ア. 健康診断

○健康診断内容

- －原爆被害者（推定3,000名）に対し隔年で健康診断を実施。
- －健康診断実施後、必要時には特殊精密検査を実施。

○健康診断の実施指定医療機関

- －大韓赤十字社の傘下病院、慶熙医療院、嶺南大学病院、釜山報恩病院、馬山高麗病院。

○所要予算

ー健康診断の実施

・一般健康診断

$3,000\text{名} \times 30,000\text{ウォン} \times 5\text{回(隔年)} = 45,000\text{万ウォン}$

・特殊精密検査

$300\text{名(対象者10\%)} \times 100,000\text{ウォン} \times 5\text{回(隔年)} = 15,000\text{万ウォン}$

イ. 治療費支援

○基本原則

医療保険の診断体系に従い治療するが、本人負担金に関しては、支援金で負担。

○所要予算

$3,000\text{名} \times 25,000\text{ウォン} \times 12\text{ヵ月} \times 10\text{年} = 90\text{億ウォン}$

* 1人当たりの月平均診療費が50,000ウォンであり、不足分に対しては政府支援。

2. 支援金使用計画の総括

(日本側支援及び政府支援準備)

(単位、百万ウォン)

		支援金使用内訳	
		日本政府支援金	韓国政府支援金
合 計		20,780	27,600
福祉	小 計	11,180	9,000
センター	土地購入費	-	9,000
建設	建 築 費	9,180	-
	資材購入	2,000	-
健康	小 計	600	
診断	一般診断	450	
	特殊診断	150	
治療費支援		9,000	9,000
福祉センター-運営費		-	9,600

○40億円支援基金の使用計画案（韓国政府支援事業対比）

（単位：千ウォン）

区 分	日本政府支援基金	韓国政府支援事業
	算出根拠	算出根拠
総 計	20,780,000	27,600,000
1) 治療費 及び 健康診断	○治療費 $3,000 \text{ 名} \times 25,000 \text{ ウォン} \times 12 \text{ カ月}$ $\times 10 \text{ 年} = 9,000,000$ ○健康検診 ・一般健康検診 $3,000 \text{ 名} \times 30,000 \text{ ウォン}$ $\times 5 \text{ 回 (隔年)} = 450,000$ ・特殊健康診断 (対象者 10%) $300 \text{ 名} \times 100,000 \text{ ウォン}$ $\times 5 \text{ 回 (隔年)} = 150,000$ 小計: 600,000 合計: 9,600,000	○治療費 $3,000 \text{ 名} \times 25,000 \text{ ウォン} \times 12 \text{ カ月}$ $\times 10 \text{ 年} = 9,000,000$ 合計: 9,000,000
2) 福祉セン ター建設	○福祉センター建設 ・ソウル、陝川 (各 30 名収容施設) ・居間及び事務室 $470 \text{ 坪} \times 2,000,000 \text{ ウォン} \times 2 \text{ カ所}$ $= 1,880,000$	○福祉センター建設に係る土地購入費 及び運営費 ・土地購入費 (土地坪数は建物の延面積の 2 倍) ・ソウル $1,000 \text{ 坪} \times 2 \text{ 倍} \times 2,000,000 \text{ ウォン}$ $= 4,000,000$

・医務室及び看護士室 50坪×2,000,000ウォン×2カ所 =200,000 ・体力鍛錬場及び娯楽室 120坪×2,000,000ウォン×2カ所 =480,000 ・物理治療室 40坪×2,000,000ウォン×2カ所 =160,000 ・浴室ほか6個の付帯施設 320坪×2,000,000ウォン×2カ所 =1,280,000 <u>小計:4,000,000</u> 釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 (各15名収容施設) ・居間及び事務室 235坪×2,000,000ウォン×5カ所 =2,350,000 ・医務室及び看護士室 25坪×2,000,000ウォン×5カ所 =250,000 ・体力鍛錬場及び娯楽室 60坪×2,000,000ウォン×5カ所 =600,000 ・物理治療室 20坪×2,000,000ウォン×5カ所 =200,000	・陝川 1,000坪×2倍×500,000ウォン =1,000,000 ・釜山 500坪×2倍×2,000,000ウォン =2,000,000 ・慶北、畿湖、湖南、馬山 500坪×2倍×4カ所×500,000ウォン =2,000,000 <u>合計:9,000,000</u> 福祉センター運営費 ・ソウル、陝川 15,000,000ウォン×12ヵ月×10年 ×2カ所=3,600,000 ・釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 10,000,000ウォン×12ヵ月×10年 ×5カ所=6,000,000 <u>合計:9,600,000</u>
--	--

	・浴室ほか5個の付帯施設 160坪×2,000,000ウォン×5カ所 =1,600,000 <u>小計:5,000,000</u> 監理費(総工費9,000,000千ウォン の2%)=180,000 <u>小計:180,000</u> <u>合計:9,180,000</u>	
3)資材	○資材費 ソウル、陝川 ・(X線機ほか49種) 500,000,000ウォン×2カ所 =<u>1,000,000</u> 釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 ・(X線機ほか39種) 200,000,000ウォン×5カ所 =<u>1,000,000</u> <u>合計:2,000,000</u>	

3. 使用計画作成に関する参考事項

(1) 韓国原爆被害者実態調査計画

○実態調査期間：90.8-12

○主 管：韓国保険社会研究院

○後 援：保社部、韓国原爆被害者協会

○調査目的

- －原爆被害者の正確な会員数の把握と生活水準状態、健康管理状態を把握すること。
- －保社部は5,000-10,000名と推定しているが、被爆者の中には経済的な余裕がある場合及び不運な傷を子孫の結婚、社会生活等に影響を及ぼさないために会員登録を避ける場合が相当数ある。
- －実態調査の結果、90.1頃には登録会員数が3,000余名になるものと推定し支援計画を樹立する。

(2) 健康福祉センター建設

○設置場所：原爆被害者協会の本・支部がある地域に設置

○規 模：原爆被爆者が多く生活しているソウル、陝川は各々1,000坪の規模であり、その他の地域は500坪の規模である。

(3) 健康診断及び治療

○健康診断費用及び回数：今後10年間、隔年制で健康検診実施。

－一般健康診断費用：一人当たり約30,000ウォン水準

－特殊精密検査：一人当たり約100,000ウォン水準

(例：肝臓疾患、糖尿、慢性退行性疾患等)

○治療費

－原爆被害者も全国民医療保障の実施により医療保険適用対象者である。

－本人負担額(医療保険非給与部分を含む)に対しては今後10年間、全額支援し無料治療を引き続き実施する。

4. その他要請資料

(1) 年間治療費支援が91年以後急増する理由

○89年12月末、韓国原爆被害者協会に登録された原爆被害者数は、1,735名であったが、健康検診及び治療の拡大実施以後、90年5月現在、2,078名で引き続き増加する趨勢である。

ー同協会は原爆被害者数を約20,000名と推定しているが、その実態を正確に把握するため、今年8月から12月まで実態調査を実施する予定である。

○また、原爆被害者に対する治療費支援は、89.7月以前には治療中一部補助（例：一人当たり限度額100万ウォン等）、89.7月以後無料治療を原則として医療保険非給与部分と本人負担額の全額支援により治療費支出が急増している。

○わが政府においても原爆被害者の治療のための予算を現在135百万ウォンから91年度には374百万ウォンへの増額を推進中である。

(2) 陝川所在原爆診療所及び韓赤傘下病院と建設された^る福祉センターとの機能重複^{可能性}可否

○原爆診療所と韓赤傘下の隣近病院が大邱、居昌に位置しており、通常の交通距離手段から見て1時間以上所要され、福祉センターの機能は被爆者の老後健康福祉の一環策として建設されるものであり、最大限の安楽な休息所を提供することにおいて、重複機能はないと見られる。

ー但し、陝川原爆診療所は、必要である場合、陝川健康福祉センターで吸収運営する問題も検討することが出来る。

(3) 協会登録が政府登録と同様であるかどうかということに対する可否

○韓国原爆被害者協会は、会員の權益擁護のための目的事業により保健社会部長官の承認を受け、社團法人として設立した団体で政府の指導、監督を受けている。

○被爆者認定登録制度は登録審査委員会が政府、韓赤、協会の実務陣により構成されているので、その性格上政府登録と同じである。